

飯塚市空家再生促進支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年5月21日

飯塚市長 武井政一

### 飯塚市空家再生促進支援補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この告示は、空家所有者等の空家の売却を後押しするために、空家所有者等の相続等の手続にかかる費用に対し、飯塚市空家再生促進支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 市内に所在する建築物で居住の用のみに供される一戸建ての住宅であり、現に居住の使用がなされていない、又は近い将来居住しなくなる予定であるものをいう。
- (2) 空家所有者等 空家及びその敷地の所有者又は相続予定の者をいう。
- (3) 相続等の手続 空家及びその敷地を売却するために必要な不動産登記、相続人確定、境界確認、測量、その他登記に要する手続として市長が認めたものをいう。
- (4) 買取再販事業者 県が実施する「空き家再生子育て応援事業」において県と協定を締結し、空家及びその敷地を直接空家所有者等から買い取り、リフォームして販売する者をいう。

#### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる空家所有者等は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 「空き家再生子育て応援事業」に参加している者
- (2) 相続等の手続の完了後、買取再販事業者に当該空家及び敷地を売却する意向を示した者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと

密接な関係を有する者ではないもの

(4) 本市の市税等(市税及び国民健康保険税をいう。以下同じ。)を滞納していない者

(補助対象空家)

第4条 補助金の交付の対象となる空家は、買取再販事業者が、当該空家及びその敷地を買い取る意向を示したものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げるものに要する経費とする。

- (1) 司法書士、土地家屋調査士その他専門家に支払う委託費
- (2) 官公署の証明書の発行に係る手数料及び通信料
- (3) 登録免許税
- (4) その他相続等の手続のために市長が必要と認める費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、上限を30万円とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、飯塚市空家再生促進支援補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費が分かる見積書
- (2) 買取再販業者が相続等の手続の必要性及び買取意向確認を示す書類
- (3) 本市の市税等に滞納がないことを証する書類
- (4) 申請者が空家所有者等であることを証する資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、空家及びその敷地ごとに1回に限り補助金の交付を申請することができる。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、飯塚市空家再生促進支援補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第9条 前条による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定

の額に変更が生じる場合は、速やかに次の各号に掲げる書類を添えて、飯塚市空家再生促進支援補助金変更交付申請書により、市長に申請しなければならない。

- (1) 変更後の補助対象経費が分かる見積書
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付決定の内容を変更し、飯塚市空家再生促進支援補助金変更交付決定通知書により、交付決定者に通知するものとする。

(完了報告)

第10条 交付決定者は、補助対象手続が完了したときは、市長が定める日までに次の各号に掲げる書類を添えて、飯塚市空家再生促進支援補助金実績報告書により、市長に報告しなければならない。

- (1) 空家及びその敷地の登記事項証明書の写し
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) 委託契約書の写し(委託契約がある場合に限る。)
- (4) 測量の完了が確認できる資料(測量を実施した場合に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象手続の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、飯塚市空家再生促進支援補助金額確定通知書により、交付決定者に通知する。

(補助金の請求)

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、飯塚市空家再生促進支援補助金交付請求書により補助金の請求をするものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の補助金の請求があったときは、請求の日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、飯塚市空家再生促進支援補助金交付決定取消通知書により、交付決定者へ通知するものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付等を受けたとき。

(2) この告示の定め、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令に違反したとき。

2 前項の規定は、第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。